

経済要録

国 内

◆日本銀行、「ルーブル合意」に基づく協調体制堅持につき総裁談話を発表

日本銀行は、10月20日、世界的な株価急落が生じている中で、「ルーブル合意」(本年3月号「要録」参照)に基づく協調体制堅持につき、以下のとおり総裁談話を発表した。

〔総裁談話〕

主要国の金融・資本市場ではこのところ株価が大幅に下落するなど市場参加者の行き過ぎた先行き不安観の下で、著しい価格の変動がみられる。

しかしながら、主要国経済の最近の動きをみると、いわゆる「ルーブル合意」に基づく主要国の協調体制の下で為替相場が総じて今春以降落ち着きを取り戻し、景気も着実に回復の方向に向かうなど、全般にかなり明るさを増してきている。この点は、9月下旬から10月初にかけてのワシントンでの一連の国際会議でも参加者の認識が一致したところである。

日本銀行としては、今後ともこうした「ルーブル合意」に基づく協調体制を堅持していく方針である。

その意味から、昨日米国のベーカー財務長官と西ドイツのシュトルテンベルク蔵相およびペール・ブンデスバンク総裁とが会談し、「ルーブル合意」に基づく協調体制維持を再確認したことについては、日本銀行としてもこれを高く評価するものである。

◆G10中央銀行総裁会議、議長声明を発表

G10(日本、米国、西ドイツ、英国、フランス、イタリア、カナダ、ベルギー、オランダ、スウェーデン、イスラエルの11ヶ国)各国の中央銀行総裁は、11月9日、バーゼルにおいてBIS月例会議を開き、以下のような議長声明を発表した。

〔議長声明〕

G10各国の中央銀行総裁は本日午後、通常の月例会議を開いた。各国総裁は金融・資本市場および為替市場の動きについて、意見を交換したあと、現状についての分析とそれに対処するために必要な政策措置について意見の一一致をみた。

とくに、

——金融組織の円滑な機能を維持するために採られた最近の措置について満足の意を表明するとともに、この目的のため引き続き努力することを再確認した。

——また、国際収支不均衡を圧縮するとともに、為替相場の安定を促進し、インフレなき成長を維持する目的で、主要国政府が財政面で対応することの重要性を強調した。

——適切な金融政策の運営によって前項の目的の達成を支援する用意がある。

——欧州の中央銀行が相互間の金融協力の強化を意味するいくつかの措置を採ったことを歓迎する。

◆土地関連融資に関する大蔵省通達について

大蔵省は、10月19日、「緊急土地対策要綱」^(注)(10月16日閣議決定)を受けて、各金融団体に対し土地関連融資の厳正化に関する銀行局長通達を発出した。

(注) 同要綱においては、土地取引の適正化を図るため、国土利用計画法の活用によって投機的土地区画整理事業等に対する指導の強化を求めていた。

その主な内容は以下のとおり。

1. 投機的な土地取引にかかる融資を排除するため、以下の点を遵守すること。

(1) 土地利用計画法に基づく監視区域内の届出対象土地取引には、不動産取引^(注)の確認または勧告のないまま届出後6週間経過したことの確認を行ったうえで融資する。

(注) 土地利用計画法に基づき都道府県が監視区域内に指定した区域内における所定面積以上の土地取引に関し、都道府県知事がこれが同法に違反しない旨証明した通知。

- (2) 短期売買を目的とした土地取引への融資を排除するため、土地利用計画の内容を十分に確認のうえ融資を行う。
- (3) 転売利益獲得を狙った土地保有に対する融資を排除するため、土地利用計画の進捗状況を十分に確認のうえ融資を行う。
2. 上記1.の実効を確保するため、土地関連融資にかかる審査・管理体制および融資実行後のフォロー・アップ体制の充実・強化に努めること。
3. 貸金業を行う関連会社に対しても、上記1.および2.の趣旨の徹底を図ること。

◆金融機関の土地関連取引厳正化に対する自主確認について

全銀協等各金融団体は、10月27日、土地関連融資の厳正化に関する銀行局長通達(10月19日発出)を受けて、以下の諸点につき改めて自主確認したうえ、傘下金融機関あて通知を発出した。

1. 投機的な土地取引等にかかる融資の排除に万全を期すこと。
2. 土地関連融資にかかる審査・管理体制および融資実行後のフォロー・アップ体制の充実・強化に努めること。
3. 貸金業を行う関連会社に対し、書面指導等具体的な措置を講じ、これらを通じた土地関連融資の厳正化を徹底すること。

◆財形年金預貯金金利の最高限度の引上げについて

日本銀行は、11月6日、勤労者財産形成年金貯蓄にかかる金融機関の金利の最高限度を下記1.のとおり引上げ、下記2.により実施することを決定した。

(下線部分は今回改定、かっこ内は変更幅)

1. 金融機関の預金または貯金の利率のうち、勤労者財産形成促進法(昭和46年法律第92号)第6条第2項第1号に規定する契約(勤労者財産形成促進法の一部を改正する法律(昭和57年法律第55号)附則第2条第3項の規定により当該契約とみなされるものを含む。)にかかる預金または貯金であって、租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第4条の3第1項の規定の適用を受け当該預金または貯金の利子が非課税とされるものおよび同条第11項の規定により当該預金または貯金の利子が課税となるもののうち、期間の定めが2年のもの(期限前払戻しの場合を除く。)にかかる利率の最高限度は、金融

機関の金利の最高限度に関する件(昭和23年1月大蔵省告示第4号)第1項および第2項の規定にかかわらず年4.14%(+0.50%)とする。

2. 実施日

昭和62年11月16日

ただし、当該貯蓄にかかる期間の定めが2年の預金または貯金(期限前払戻しの場合を除く。)のうち、昭和62年11月15日までに受け入れたものについては、当該預金または貯金にかかる期間満了までは、なお従前の例による。

◆大蔵省、国内CPおよび非居住者ユーロ円CPの発行を解禁

[国内CP]

大蔵省は、11月2日、国内で発行されるコマーシャル・ペーパー(以下「国内CP」と称す)の取扱いについて銀行局長・証券局長通達および事務連絡を発出した。その主な内容は以下のとおり。

1. 取扱対象

「国内CP」とは、優良企業が機関投資家等から無担保で短期の資金調達を行うための手段として国内で発行する約束手形で、次のすべての要件を満たすものをいう。

- (1) 期間は1か月以上6か月以内
- (2) 付利方式は割引方式
- (3) 額面は1億円以上

2. 取扱業者および取扱業務

(1) 銀行、相互銀行、信用金庫、信用金庫連合会、商工組合中央金庫および農林中央金庫が行う「国内CP」の取扱業務は、販売業務、発行代理業務、バックアップライン業務、保証業務および当座勘定取引業務とする。

(2) 証券会社が行う「国内CP」の取扱業務は、発行代理業務および販売業務とする。

(3) 短資業者が行う「国内CP」の取扱業務は、流通時の販売業務に限るものとする。

(4) 上記(1)~(3)において、「販売業務」とは「国内CP」の売買、売買の媒介、取次ぎまたは代理業務をいう。

3. 販売対象者

販売対象者は、金融市場の動向等に精通した機関投資家等に限るものとする。(ただし、「金融市場の動向等に精通した機関投資家等」には、個人を含まないものとする。)

4. 取扱開始時期

昭和62年11月20日

[非居住者ユーロ円C P]

また大蔵省は、11月18日、円の国際化の進展ならびに上記のような居住者による「国内C P」市場の創設にかんがみ、非居住者ユーロ円C Pの発行を以下の要領で解禁することを決定した。

1. 適格発行体

以下の適債基準を満たす非居住者

(1) 下記(2)以外の非居住者

——A格以上の長期債務付けもしくはA₁、P₁、F₁以上の短期債務付けを有するものまたはA格以上の長期債務付けもしくはA₁、P₁、F₁以上の短期債務付けを有する親会社(非居住者)の保証があるもの

(2) 本邦系現地法人

——独立してA格以上の長期債務付けまたはA₁、P₁、F₁以上の短期債務付けを有するもの

2. 満期

1年以内

3. 国内への持込み・販売

ユーロ円C Pの国内への持込み・販売については、以下のルールに従い、国内への持込み・販売を行うことができることする。

(1) 本邦系現地法人が発行するユーロ円C P

国内への持込み・販売は行わないこととする。

(2) 上記(1)以外のユーロ円C P

(イ) 発行後2週間以内の国内への持込みは行わないこととする。

(ロ) 2週間経過後は満期180日以内、額面1億円以上のものについて国内への持込み・販売を認めることとする。

なお、国内への持込み・販売の取扱業者は、コルレス契約を認められた外国為替公認銀行および指定証券会社とする。

4. 販売対象者

上記「国内C P」に同じ

5. 取扱開始時期

上記「国内C P」に同じ

◆東証、同取引所会員権の第2次開放枠を決定

東京証券取引所は、10月16日、同取引所会員を22社増員(92社→114社)することを決定した。これは、61年2月の第1次開放(10社)に続くもの。

◆長期国債等の発行条件改定

政府は、長期国債、政府保証債、公募地方債の発行条件を次のとおり改定し、11月債から実施した(長期国債は11月9日、政府保証債、公募地方債は11月11日にそれぞれ決定。なお長期国債については11月6日に初の引受け額入札を実施)。

国債等の発行条件

		変更後	変更前
長期国債	表面利率(%)	5.0	4.9
	発行価格(円)	99.50	98.50
	応募者利回(%)	5.075	5.126
政府保証債	表面利率(%)	5.1	5.0
	発行価格(円)	98.75	99.00
	応募者利回(%)	5.291	5.151
公募地方債	表面利率(%)	5.1	5.0
	発行価格(円)	98.75	99.00
	応募者利回(%)	5.291	5.151

◆割引国債の発行条件改定

政府は、割引国債の発行条件を次のとおり改定し、11月債から実施した(11月9日決定)。

割引国債の発行条件

	変更後	変更前
発行価格(円)	79.75	79.50
応募者利回(%)	4.629	4.695

◆資金運用部預託金利等の引上げ

(1) 政府は、資金運用部預託金利を次のとおり引上げ、10月27日から実施した(10月23日決定)。

資金運用部預託金利(約定分)

(単位・年%)

	簡保特会以外からの預託分		簡保特会預託分	
	変更後	変更前	変更後	変更前
期間1か月～3か月	2.00	2.00	2.00	2.00
〃3か月～1年	3.50	3.50	3.50	3.50
〃1年～3年	4.50	4.50	5.10	4.70
〃3年～5年	5.00	4.70	5.10	4.70
〃5年～7年	5.15	4.75	5.15	4.75
〃7年以上	5.20	4.80	5.20	4.80

(2) また政府は、これに合わせて資金運用部および簡保資金の財投機関に対する貸付金利を次のとおり引上げ、10月27日から実施した。

資金運用部および簡保資金の貸付金利

(単位・年%)

	変更後	変更前
資金運用部貸付金利 簡保資金貸付金利	{ 5.2	{ 4.8